

資料1

科学技術・学術審議会 学術分科会
研究環境基盤部会(第88回)H29.5.31

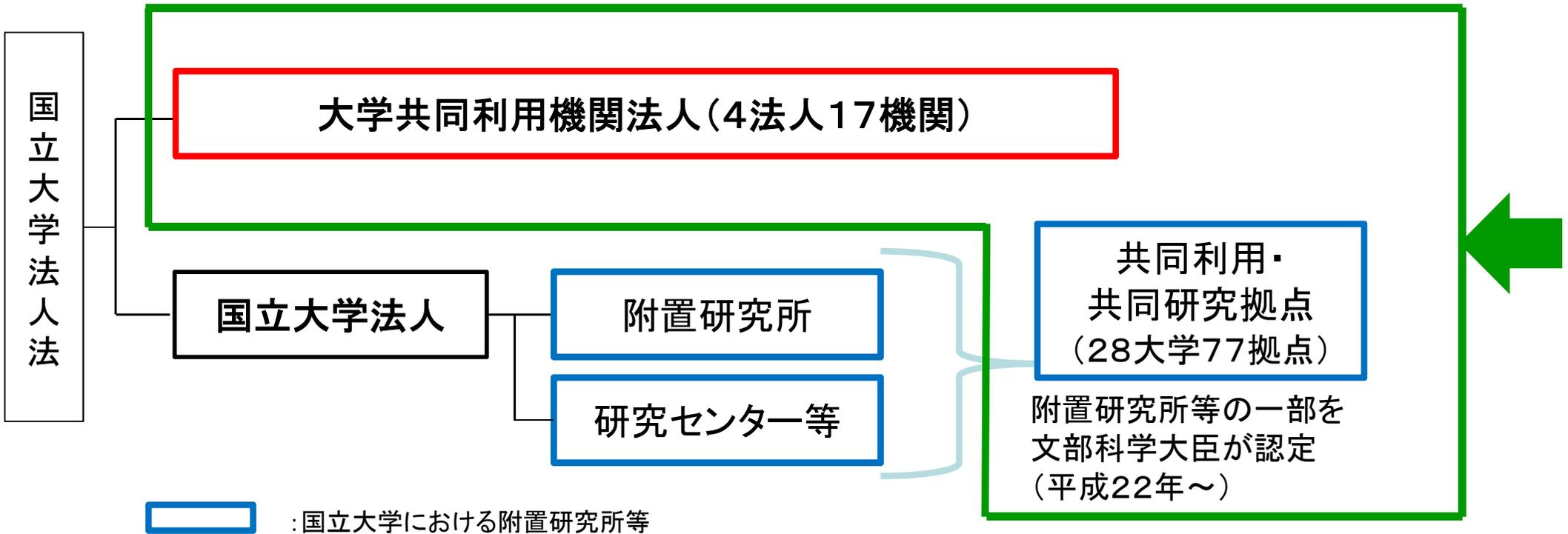
共同利用・共同研究体制について

国立大学等における共同利用・共同研究体制

共同利用・共同研究体制

個々の大学では整備できない大規模な施設・設備や大量のデータ・貴重な資料等の提供(共同利用)、さらには国内外の大学の枠を越えた共同研究を促進するシステム

国立大学法人運営費交付金により支援



- 共同利用・共同研究体制により個々の大学の枠を越えた研究力の強化を図っている。
- 共同利用・共同研究体制のもとで推進する大学共同利用機関法人等による大型プロジェクトについても運営費交付金で支援している。

国公私立大学を通じた共同利用・共同研究拠点制度について

創設の趣旨等

○個々の大学の枠を越えて、大型の研究設備や大量の資料・データ等を全国の研究者が共同利用し、共同研究を行う「共同利用・共同研究」のシステムは、我が国の学術研究の発展にこれまで大きく貢献。

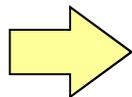
○こうした共同利用・共同研究は、従来、国立大学の全国共同利用型の附置研究所や研究センター、大学共同利用機関等を中心に推進されてきたが、我が国全体の学術研究の更なる発展を図るには、国公私立大学を問わず大学の研究ポテンシャルを活用して、研究者が共同で研究を行う体制を整備することが重要。

○このため、平成20年7月に国公私立大学を通じたシステムとして、新たに文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度を創設。

※学校教育法施行規則第143条の3

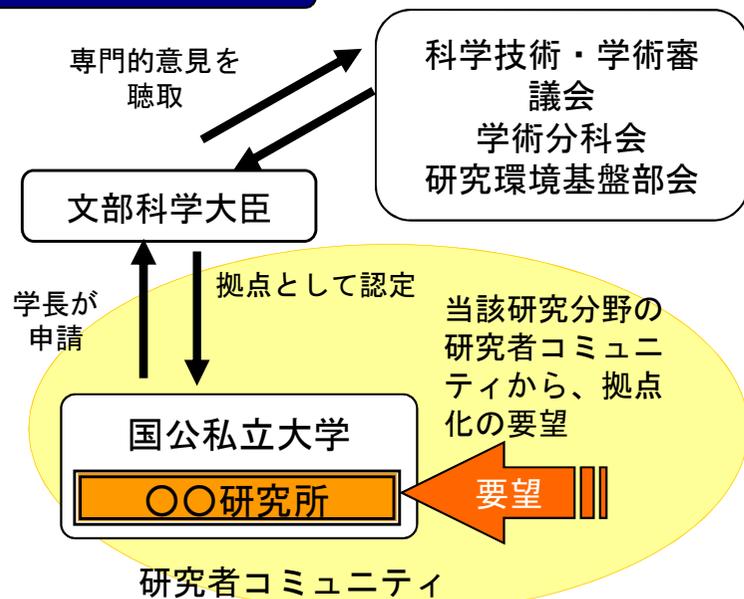
※共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（平成20年文部科学省告示第133号）

本制度の創設



我が国の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開

制度の概念



制度の特徴

- ・全国共同利用型の附置研究所等は、単独の組織単位で認められてきたが、平成20年度からは、複数の研究所から構成されるネットワーク型の拠点形成も可能とした。
- ・平成28年度からは、ネットワーク化促進のため、拠点認定制度の対象となっていなかった機関（大学共同利用機関や独立行政法人等の研究機関）の研究施設を「連携施設」と定義し、連携施設とのネットワーク全体を「連携ネットワーク型拠点」として位置付けた。
- ・国立大学の拠点の認定期間は中期目標期間。
- ・公私立大学の拠点の認定期間は6年間。



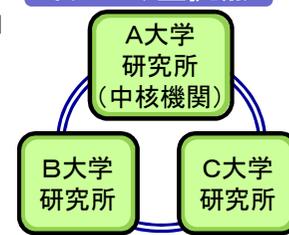
基本的な類型

単独拠点

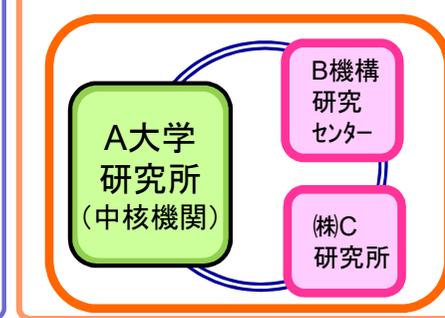
[研究施設全体を認定] [研究施設の一部を認定]



ネットワーク型拠点



連携ネットワーク型拠点



平成29年度 共同利用・共同研究拠点一覧 (平成29年4月1日)

国立大学27大学72拠点

※赤字は平成29年度からの新規認定

- 北海道大学
 - 低温科学研究所
 - 遺伝子病制御研究所
 - 触媒科学研究所
 - スラブ・ユーラシア研究センター
 - 人獣共通感染症リサーチセンター
- 帯広畜産大学
 - 原虫病研究センター
- 東北大学
 - 金属材料研究所
 - 加齢医学研究所
 - 流体科学研究所
 - 電気通信研究所
 - 電子光学研究センター
- 筑波大学
 - 計算科学研究センター
 - 遺伝子実験センター
- 群馬大学
 - 生体調節研究所
- 千葉大学
 - 環境リモートセンシング研究センター
 - 真菌医学研究センター
- 東京大学
 - 医科学研究所
 - 地震研究所
 - 社会科学研究所附属
 - 社会調査・データアーカイブ研究センター
 - 史料編纂所
 - 宇宙線研究所
 - 物性研究所
 - 大気海洋研究所
 - 素粒子物理国際研究センター
 - 空間情報科学研究センター
- 東京医科歯科大学
 - 難治疾患研究所
- 東京外国語大学
 - アジア・アフリカ言語文化研究所
- 東京工業大学
 - フロンティア材料研究所
- 一橋大学
 - 経済研究所
- 新潟大学
 - 脳研究所
- 金沢大学
 - がん進展制御研究所
 - 環日本海域環境研究センター
- 名古屋大学
 - 未来材料・システム研究所
 - 宇宙地球環境研究所
- 京都大学
 - 化学研究所
 - 人文科学研究所
 - ウイルス・再生医科学研究所
 - エネルギー理工学研究所
 - 生存圏研究所
 - 防災研究所
 - 基礎物理学研究所
 - 経済研究所
 - 数理解析研究所
 - 原子炉実験所
 - 霊長類研究所
- 京都大学
 - 生態学研究センター
 - 放射線生物研究センター
 - 野生動物研究センター
 - 東南アジア地域研究研究所
- 大阪大学
 - 微生物病研究所
 - 蛋白質研究所
 - 社会経済研究所
 - 接合科学研究所
 - 核物理研究センター
 - レーザーエネルギー学研究センター
- 鳥取大学
 - 乾燥地研究センター
- 岡山大学
 - 資源植物科学研究所
 - 惑星物質研究所
- 広島大学
 - 放射光科学研究センター
- 徳島大学
 - 先端酵素学研究所
- 愛媛大学
 - 地球深部ダイナミクス研究センター
 - 沿岸環境科学研究センター
- 高知大学
 - 海洋コア総合研究センター
- 九州大学
 - 生体防御医学研究所
 - 応用力学研究所
 - マス・フォア・インダストリ研究所
- 佐賀大学
 - 海洋エネルギー研究センター
- 長崎大学
 - 熱帯医学研究所
- 熊本大学
 - 発生医学研究所
- 琉球大学
 - 熱帯生物圏研究センター

●: 共同利用・共同研究拠点の所在地

13大学5ネットワーク型拠点21研究機関

- 【物質・デバイス領域共同研究拠点】
- 北海道大学 電子科学研究所
 - 東北大学 多元物質科学研究所 ○
 - 東京工業大学 化学生命科学研究所
 - 大阪大学 産業科学研究所
 - 九州大学 先端物質化学研究所
- 【学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点】
- 北海道大学 情報基盤センター
 - 東北大学 サイバサイエンスセンター
 - 東京大学 情報基盤センター ○
 - 東京工業大学 学術国際情報センター
 - 名古屋大学 情報基盤センター
 - 京都大学 学術情報メディアセンター
 - 大阪大学 サイバメディアセンター
 - 九州大学 情報基盤研究開発センター
- 【生体医歯工学共同研究拠点】
- 東京医科歯科大学 生体材料工学研究所 ○
 - 東京工業大学 未来産業技術研究所
 - 静岡大学 電子工学研究所
 - 広島大学 ナノデバイス・バイオ融合科学研究所
- 【放射線災害・医科学研究拠点】
- 広島大学 原爆放射線医科学研究所 ○
 - 長崎大学 原爆後障害医療研究所
 - 福島県立医科大学 ふくしま国際医療科学研究センター

※○は中核機関

公立大学4大学6拠点

- 大阪市立大学
 - 都市研究プラザ
 - 人工光合成研究センター
- 和歌山県立医科大学
 - みらい医療推進センター
- 名古屋市立大学
 - 不育症研究センター
 - 創薬基盤科学研究所
- 兵庫県立大学
 - 自然・環境科学研究所天文科学センター

- 【北極域研究共同推進拠点】※連携ネットワーク型拠点
- 北海道大学 北極域研究センター (連携施設)
 - 情報システム研究機構国立極地研究所
 - 国際北極環境研究センター
 - 海洋研究開発機構
 - 北極環境変動総合研究センター

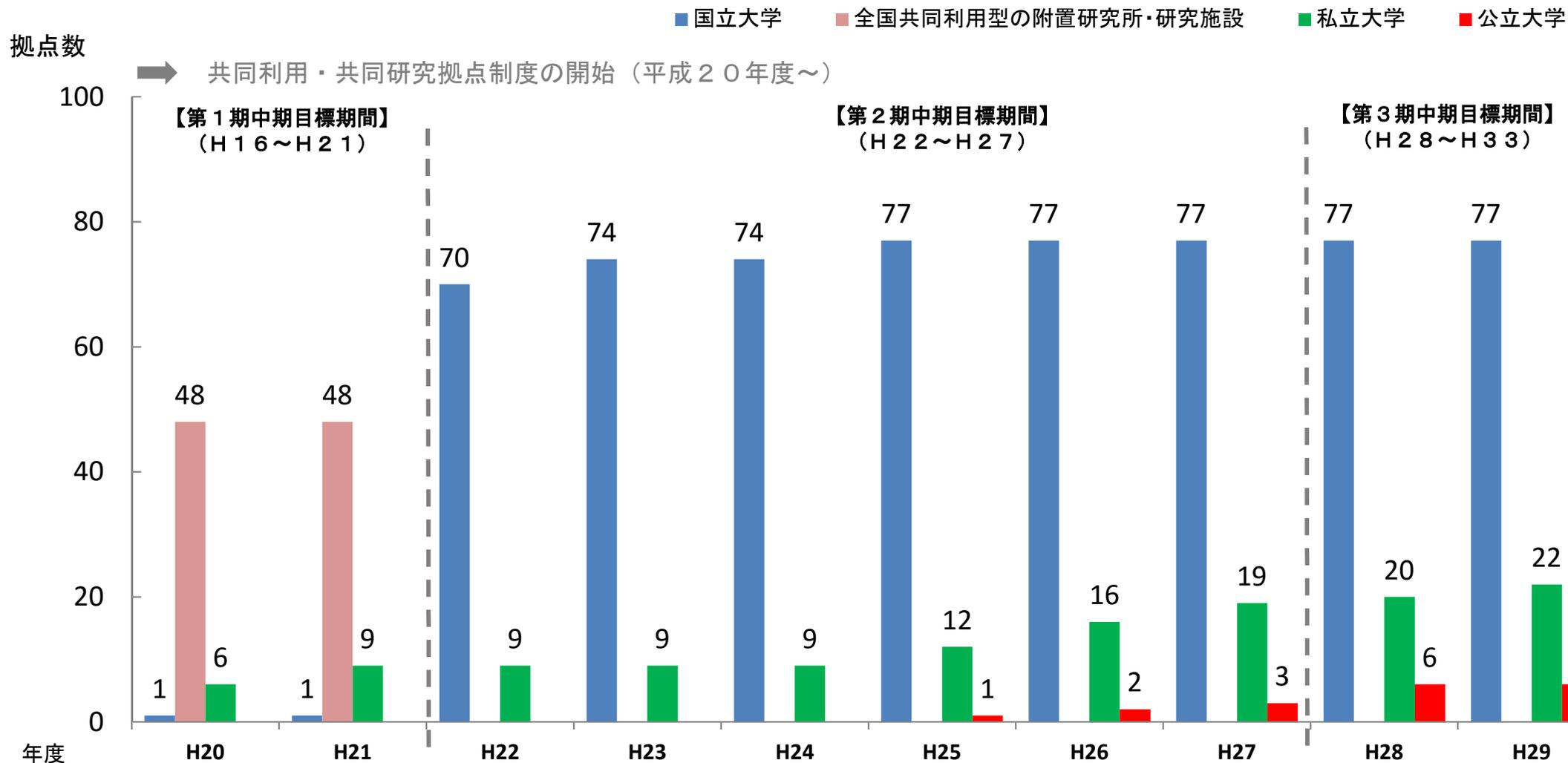
私立大学20大学22拠点

- 自治医科大学
 - 先端医療技術開発センター
- 慶應義塾大学
 - ハネルデータ設計・解析センター
- 昭和大学
 - 発達障害医療研究所
- 玉川大学
 - 脳科学研究所
- 東京農業大学
 - 生物資源ゲノム解析センター
- 愛知大学
 - 三遠南信地域連携研究センター
- 中部大学
 - 中部高等学術研究所国際GISセンター
- 藤田保健衛生大学
 - 総合医科学研究所
- 立命館大学
 - アート・リサーチセンター
- 京都造形芸術大学
 - 舞台芸術研究センター
- 同志社大学
 - 赤ちゃん学研究センター
- 大阪商業大学
 - JGSS研究センター
- 関西大学
 - ソノネットワーク戦略研究機構
- 文化学園大学
 - 文化ファッション研究機構
- 法政大学
 - 野上記念法政大学能楽研究所
- 明治大学
 - 先端数理科学インスティテュート
- 早稲田大学
 - イナム地域研究機構
 - 坪内博士記念演劇博物館
- 神奈川大学
 - 日本常民文化研究所
- 東京工芸大学
 - 風工学研究センター

53大学105拠点 (国立28大学、公立5大学、私立20大学)

分類	分野	拠点数	分類	分野	拠点数	分類	分野	拠点数	計
国立	理・工	34	公私立	理・工	7	ネットワーク	理・工	4	45
	医・生	28		医・生	9		医・生	1	38
	人・社	10		人・社	12		人・社	0	22
計		72	計		28	計		5	105

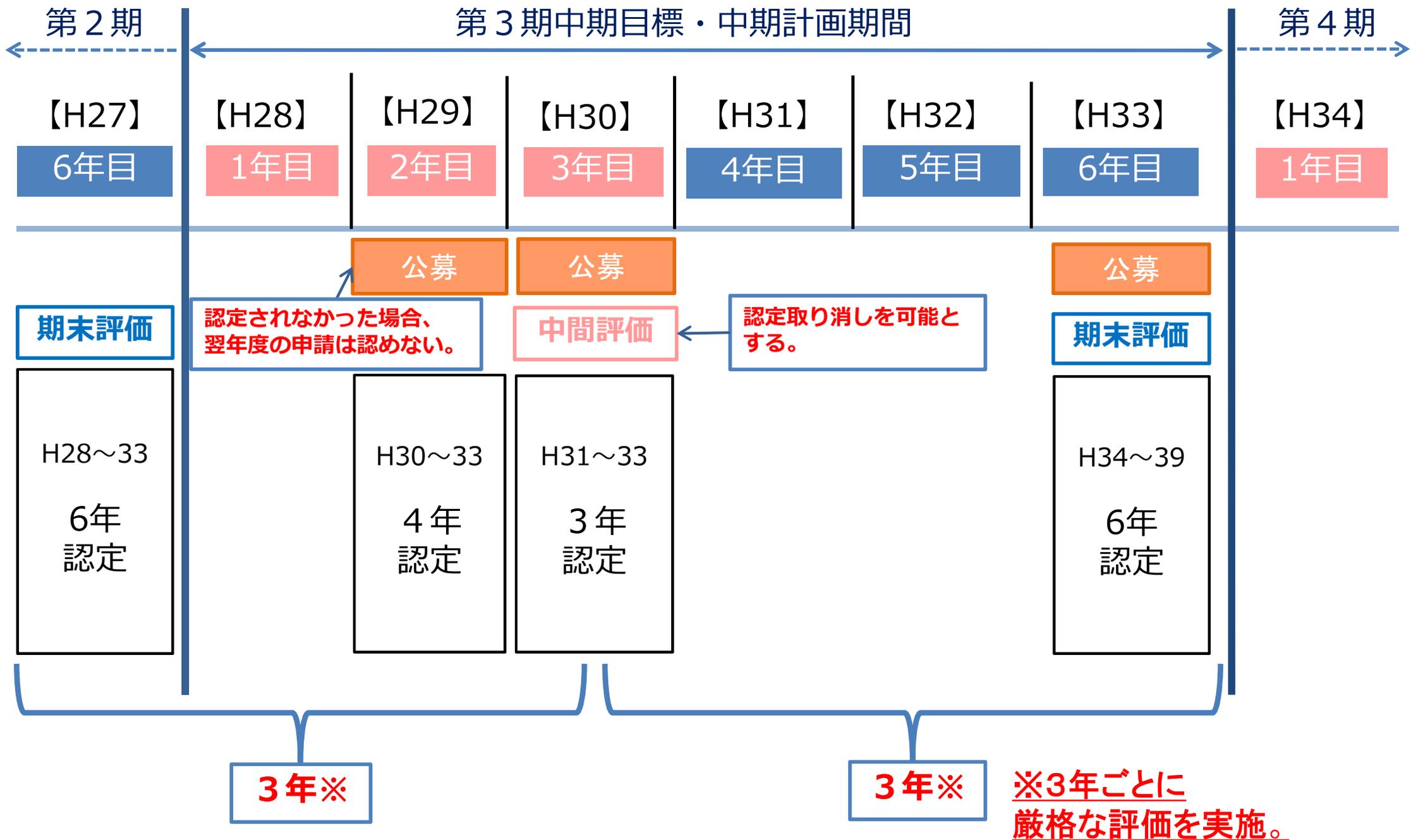
共同利用・共同研究拠点数の推移（平成20～29年度）



	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	拠点数	研究施設数																		
国立大学	1	1機関※	1	1機関※	70	82	74	86	74	86	77	89	77	89	77	89	77	92	77	90
私立大学	6	6	9	9	9	9	9	9	9	9	12	12	16	16	19	19	20	20	22	22
公立大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	3	3	6	6	6	6
計	7	7	10	10	79	91	83	95	83	95	90	102	95	107	99	111	103	118	105	118
全国共同利用型の附置研究所・研究施設	-	48	-	48																

※京都大学 再生医科学研究所
（平成20年10月1日 共同利用・共同研究拠点認定）

第3期における国立大学の共同利用・共同研究拠点認定・評価のスケジュール



公私立大学の共同利用・共同研究拠点の認定・評価スケジュール

FY25 FY26 FY27

FY28

FY29

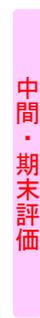
FY30

FY31 FY32 FY33 FY34 FY35

特色ある共同利用・共同研究拠点（公私立大学）の認定スケジュール



特色ある共同利用・共同研究拠点（公私立大学）の評価スケジュール



 : 第9期作業部会において
審議予定

① 共同利用・共同研究拠点の強化【平成29年度予算：61億円（60億円）】

共同利用・共同研究拠点に対して、安定的な活動に対する一定の基盤経費（①）とともに、機能強化に向けた重点支援の方向性に基づく取組（②）を支援。

① 『拠点活動基盤経費』

拠点認定に伴い必要となる活動を安定的に支援。

（経費区分）

【運営費】 (a)運営委員会経費 (b)共同研究費 (c)共同研究費
(d)期末評価反映分（S、A評価拠点のみ対象）

【人件費】 (e)共同利用・共同研究拠点における国際化や異分野融合・新分野創成、ネットワーク形成など共同利用・共同研究体制の機能向上・活性化に向けた業に対する職員等の雇用経費

② 『共同利用・共同研究拠点の機能強化』

共同利用・共同研究拠点において、研究の卓越性を有するとともに、共同利用・共同研究機能を向上させる仕組みを有し、かつ、組織や人材の流動性を高める内容となっていることを前提としつつ、大学全体の機能強化に資するとともに我が国における研究のモデルとなるような取組を推進。

以下の重点支援の方向性によりに支援。

（重点支援の方向性）

- 卓越した成果を創出している国内外の研究機関等と連携して、国際的に顕著な成果を創出するための活動
- 組織・機関間で効果的なネットワークを形成し、新たな学問分野の創成やイノベーションの創出に資する活動
- 国内外の研究組織と連携して、特定分野の研究環境基盤の構築・強化に資する活動

② 新たな共同利用・共同研究体制の充実【平成29年度予算：8億円（8億円）】

将来的に共同利用・共同研究拠点となり得るような先端的かつ特色ある研究を推進する附置研究所等の形成や強化に資する取組について重点的に支援。

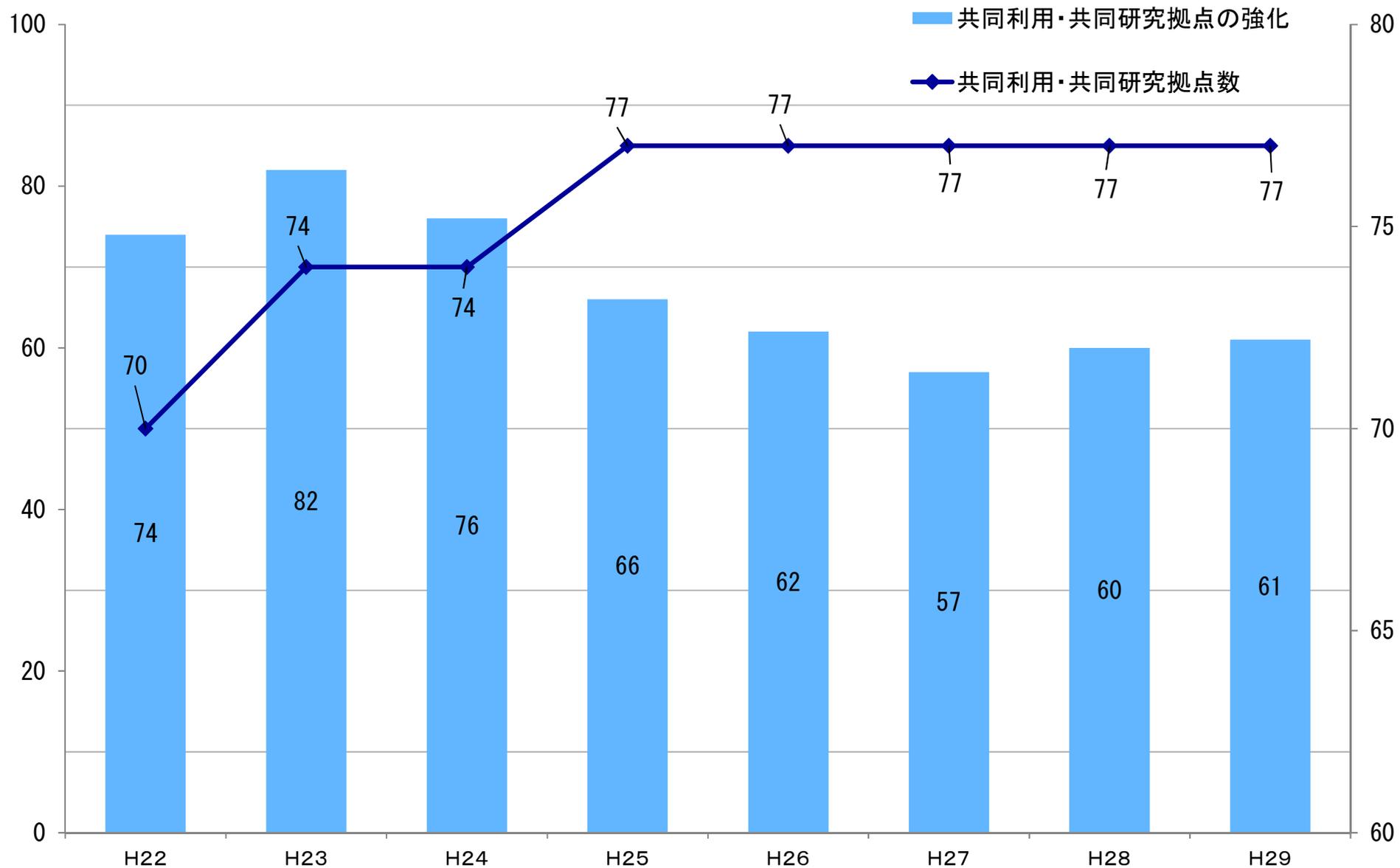
- （例）
- ・共同利用・共同研究拠点を目指す研究所等の機能強化に資する取組の強化
 - ・国際的研究水準や連携体制のもとで国際的なハブとして活動を推進する研究拠点の形成・強化
 - ・新たな学問分野の創成に資する全学的な研究組織の形成
 - ・研究の卓越性は高いが組織レベルでの研究体制については強化を要する学問分野の研究体制の構築 等

※ 本支援の対象は、全国的なモデルとなる研究システムの構築を前提として、全学的研究施設（研究所・研究センター）における取組（全学的な研究施設の形成も含む）とする。

共同利用・共同研究拠点(国立大学関係)に対する予算の推移

(単位)億円

共同利用・共同研究拠点(国立大学関係)に対する予算の推移



特色ある共同研究拠点の整備の推進事業

平成29年度予算額 : 2.9億円
 (平成28年度予算額 : 2.9億円)

事業目的

- 従来にない特色ある研究分野において、優れた学術資料、研究設備等を有する潜在的研究力の高い公私立大学の研究所等の研究資源を、大学の枠を超えて研究者の共同利用・共同研究に活用することを通じて、研究分野全体の研究水準の向上と異分野融合による新たな学問領域の創出を図り、我が国の学術研究の発展を目指す。

背景・課題

- 平成20年7月の学校教育法施行規則の改正により、国公私立大学の研究所等を文部科学大臣が「共同利用・共同研究拠点」として認定する制度を創設し、全国共同利用の取組を公私立大学にも拡大。
- 平成29年4月現在、大臣認定拠点は、国立大学77拠点に対し、公私立大学28拠点(公立6、私立22拠点)と少ない。
- 高等教育の8割を担う公私立大学が保有する研究資源を、大学の枠を超えて広く活用することが喫緊の課題であり、事業の一層の推進が必要。

事業概要

- 大臣認定(6年間)を受けた「共同利用・共同研究拠点」を対象に、スタートアップのための初期投資、拠点機能の強化を図る取組について支援を行い、共同利用・共同研究拠点の量的・質的拡充を図る。

	スタートアップ支援	機能強化支援
支援内容	拠点としての体制整備に要する経費(人件費) 学術資料や研究設備の整備費 共同利用・共同研究の経費(旅費、研究費)	スタートアップ支援の終了した拠点が、拠点機能をさらに強化するための経費
期間	3年間	1~3年間
予算額	1拠点あたり、40,000千円以内 (2年目以降20%ずつ逡減)	1拠点あたり、30,000千円以内 (2年目以降10%ずつ低減)

共同利用・共同研究拠点

53大学105拠点(国立28大学、公立5大学、私立20大学)

大学	分野	拠点数	大学	分野	拠点数
国立	理・工	38	公私立	理・工	7
	医・生	29		医・生	9
	人・社	10		人・社	12
計		77	計		28

平成27年度採択拠点	平成28年度採択拠点		平成29年度採択拠点	
【スタートアップ支援】	【スタートアップ支援】	【機能強化支援】	【スタートアップ支援】	【機能強化支援】
東京理科大学 「光触媒研究推進拠点」	名古屋市立大学 「創薬基盤科学技術開発研究拠点」	早稲田大学 「イスラーム地域研究拠点」	自治医科大学 「大型動物を用いた橋渡し研究拠点」	東京理科大学 「火災安全科学研究拠点」
名古屋市立大学 「不育症・ヒト生殖メカニズム解明のための共同研究拠点」	大阪市立大学 「人工光合成研究拠点」	早稲田大学 「演劇映像学連携研究拠点」		
	兵庫県立大学 「光学赤外線天文学拠点」	慶應義塾大学 「パネル調査共同研究拠点」		
藤田保健衛生大学 「脳関連遺伝子機能の網羅的解析拠点」	同志社大学 「赤ちゃん学研究拠点」	東京工芸大学 「風工学研究拠点」	玉川大学 「社会神経科学研究拠点」	立命館大学 「日本文化資源デジタル・アーカイブ研究拠点」
		大阪商業大学 「日本版総合的社会調査共同研究拠点」		

国公立大学を通じた共同利用・共同研究拠点 関連法令等

学校教育法(昭和22年法律第26号)

第96条 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

第143条の3 大学には、学校教育法第96条の規定により大学に附置される研究施設として、大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものを置くことができる。

2 前項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものは、共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程(平成20年文部科学省告示第133号)

(趣旨)

第1条 学校教育法施行規則(以下「規則」という。)第143条の3第2項の規定に基づく共同利用・共同研究拠点の認定その他の共同利用・共同研究拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 申請施設 共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとする研究施設をいう。
- 二 関連研究者 研究施設を置く大学の職員以外の者で、当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者をいう。
- 三 共同利用・共同研究 大学に置かれた研究施設を利用して行われる研究であって、募集により関連研究者が参加して行われるものをいう。
- 四 連携施設 申請施設と連携して共同利用・共同研究を行うことにより、拠点の運営に必要な協力をを行う研究施設(国内に置かれたものに限り、大学に置かれたものを除く)。

(認定の基準)

第3条 認定の基準は次のとおりとする。

- 一 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
- 二 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められること。
- 三 共同利用・共同研究に必要な施設、設備及び資料等を備えていること。
- 四 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。
 - イ 当該申請施設を置く大学の職員
 - ロ 関連研究者
 - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者
- 五 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。
- 六 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。

七 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。

八 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれること。

九 多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があること。

2 連携施設がある場合は、前項各号に係る当該連携施設の状況を併せて考慮するものとする。

(認定の申請)

第4条 申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類
- 二 学則その他これに準ずるもので申請施設の設置を記載しているものの写し
- 三 申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類
- 四 申請施設の施設、設備及び資料等の状況を説明する書類
- 五 運営委員会等の規則の写し及び名簿
- 六 共同利用・共同研究の募集及び採択の方法を説明する書類
- 七 共同利用・共同研究に参加する関連研究者への支援の体制を説明する書類
- 八 関連研究者に対する情報提供の内容及び方法を説明する書類
- 九 関連研究者からの申請施設を拠点として認定すべき旨の要請を証する書類
- 十 その他前条に規定する基準に適合することを説明する書類

(認定の手続)

第5条 文部科学大臣は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとする。

(変更及び廃止等の届出)

第6条 拠点の認定を受けた研究施設を置く大学の学長(以下「学長」という。)は、次に掲げる場合(拠点の認定を受けた研究施設の連携施設に関する変更がある場合を含む)には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

- 一 当該研究施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。
- 二 運営委員会等の規則を変更しようとするとき。
- 三 当該研究施設を廃止しようとするとき。
- 四 当該研究施設を共同利用・共同研究の用に供することをやめようとするとき。

(文部科学大臣への報告等)

第7条 学長は、毎年度、当該年度における共同利用・共同研究の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。

2 学長は、毎年度終了後三月以内に、当該年度における共同利用・共同研究の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。

(認定の取消し)

第8条 文部科学大臣は、拠点が第3条に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができる。

(認定等の公表)

第9条 文部科学大臣は、拠点の認定をし、若しくはこれを取り消し、又は第6条第3号の届出を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。

共同利用・共同研究拠点の新規認定に関する要項（抄）

5. 審議に当たっての主な観点

学校教育法施行規則第143条の3に掲げる拠点の趣旨及び規程第3条に掲げる認定の基準に基づき、以下の主な観点により審議を行う。

① 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されているか。

（規程第3条第1号関連）

- 大学学則、大学組織規則、研究所組織規程等に申請施設が明確に位置付けられているか。
- 申請施設が、研究室など極端に細分化された単位ではないか。
- ネットワーク型拠点の場合、全ての構成施設がこれらの観点を満たしているか。

② 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められるか。

（規程第3条第2号関連）

- 下記のような点を総合的に考慮して、申請施設が当該分野における中核的な研究施設であると認められるか。
 - ・ 申請施設におけるこれまでの研究成果、共同利用・共同研究の実績
 - ・ 競争的資金の採択状況
 - ・ 卓越した研究者やリーダーの存在
 - ・ 大型プロジェクトの発案、運営、ネットワーク構築等の取組状況
 - ・ 申請施設が有する施設・設備及び学術資料等の整備状況・利用状況 等
- ネットワーク型拠点の場合、ネットワーク全体として中核的な研究施設であると認められるか。
- 同一分野に複数の拠点が想定される場合、以下の点に留意し、それぞれの申請施設が中核的な研究施設であると認められるか。
 - ・ 当該分野における各拠点の特徴
 - ・ 当該分野における拠点毎の役割分担及び連携体制
 - ・ 当該分野における拠点分散の必要性及び地域性
 - ・ 各拠点における研究者の集積の見込み
 - ・ 各拠点に対する研究者コミュニティの支持の状況 等

③ 共同利用・共同研究に必要な施設、設備及び資料等を備えているか。

（規程第3条第3号関連）

- 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、学術資料、データベース等を保有しているか。
- 上記の施設、設備、学術資料、データベース等が、申請時点において共同利用・共同研究にどの程度利用されているか（利用者数、利用数、アクセス数 等）。

④ 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、この委員の数が運営委員会等の委員の総数

の2分の1以下であるか。

イ 当該申請施設を置く大学の職員

ロ 関連研究者

ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者

(規程第3条第4号関連)

- 申請施設を置く大学の職員が2分の1以下であり、かつ、研究者コミュニティの意向を適切に反映できる人数・構成となっているか。(例えば、当該大学内の委員が多すぎるなど、全国の関連研究者の意向を反映させにくい構成となっていないか)
- 審議事項等から見て、拠点における運営委員会の位置付け・役割は適切か。
- ネットワーク型拠点の場合、全体として拠点機能を発揮できる構成となっているか。(例えば、構成施設単位で運営委員会が設置されるような体制になっていないか)

⑤ 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の2分の1以上である組織の議を経て採択を行っているか。

(規程第3条第5号関連)

- 関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者が2分の1以上であり、かつ、研究者コミュニティの意向や国内外の研究分野の動向等を適切に反映できる人数・構成となっているか。
- 共同利用・共同研究の課題等の募集方法や採択方法が具体的に構想されているか。

⑥ 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備しているか。

(規程第3条第6号関連)

- 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員(教員、技術職員、事務職員等)が配置されているか。
- 技術的支援について、例えば、技術職員の配置や設備のスムーズな利用等の面で、適切な体制が整備されているか。
- 関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。
- その他拠点の活動内容に応じて、例えば、事務体制や研究スペースの確保、宿泊施設の確保等が適切に行われているか。
- 関連研究者に対する支援を行うに当たって、必要な全学的支援(予算・人員の配分等)が継続的に得られる見込みがあるか。
- ネットワーク型拠点の場合、当該拠点の運営の中核となる研究施設が設定され、当該施設が拠点の活動全体に責任を持って中心的役割を果たす体制が構築されているか。

⑦ 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っているか。

(規程第3条第7号関連)

- 下記のような情報について、例えば、ホームページやメーリングリスト、ソーシャル・ネ

ットワーキング・サービス（SNS）、学会誌での情報提供等により、広く情報提供を行う具体的方策が定まっているか。

- ・ 共同利用・共同研究への参加の方法（課題の公募要領、施設の利用要領・利用資格等）
- ・ 共同利用・共同研究において利用可能な施設、設備及び資料等の状況
- ・ 申請施設における研究の成果
- ・ その他共同利用・共同研究に参加する際に得られる支援の内容等

⑧ 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれるか。また、多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があるか。

（規程第3条第8号及び9号関連）

- これまでの共同利用・共同研究の実績（共同研究者数）はどの程度か。
- 対象となる研究者コミュニティが明確にされており、当該拠点が研究者コミュニティにとって必要不可欠であり、当該研究分野の発展に寄与するものか。また、当該拠点と研究者コミュニティが円滑かつ良好な関係を構築できているか。
- 研究者コミュニティの規模や当該拠点の規模等を考慮して、多数の関連研究者の参加が見込まれるか。
- 構想されている共同利用・共同研究の内容は関連研究者の要望を十分反映したものとなっているか。

⑨ 各国立大学の特色・強みとしての国立大学の機能強化への貢献

- 国際化へどのように貢献していくのか。（国際化へ向けた体制の強化や国際公募の状況等）
- 若手・女性・外国人研究者の人材育成及び博士課程学生の教育にどのように貢献していくのか。
- 企業等との連携等によるイノベーションの創出にどのように貢献していくのか。
- 地域の中核拠点として地方の活性化等にどのように貢献していくのか。
- 年俸制やクロスアポイントメント制度の導入等により人材の流動化にどのように貢献していくのか。

⑩ 第3 期中期目標・中期計画期間における拠点としての方向性

- 国立大学改革が進む中、第3期中期目標・中期計画期間において、拠点としてどのような方向性をもって取り組んでいるのか。
 - ・ 重視する方向性の例：グローバル化、人材養成機能の強化、新分野創成、異分野融合研究の推進等
- 大学として拠点をどのように位置付け、今後どのように評価し、発展させていくのか。

⑪ 以上のような観点を総合的に考慮して、当該分野における中核的な拠点として認められるか

（学校教育法施行規則第143条の3第2項関連）

- 拠点の形成により、当該学問分野の発展にどのように寄与するか。
- 内外の研究動向や国の学術研究全体の中での当該分野の役割の重要性等も踏まえ、拠点形成の必要性があるか。